

## 分権提案ヒアリング（重点番号17）

- 163. 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等
- 164. 第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続きに関する規定の見直し

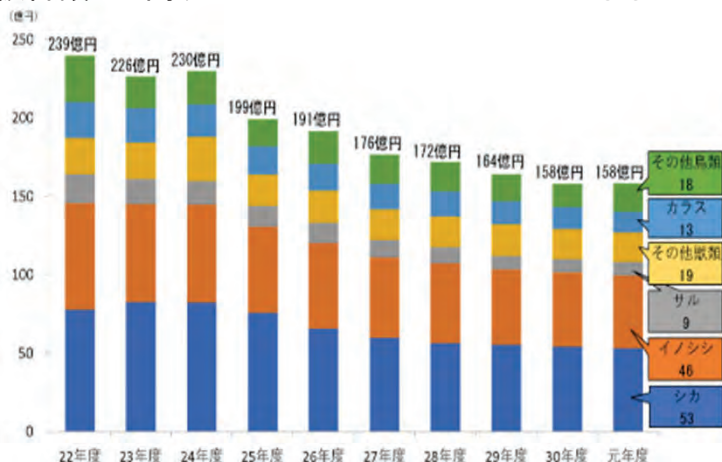
令和3年8月4日  
環境省自然環境局

# ニホンジカ・イノシシに関する課題

- 近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣による生態系や農林業への被害が拡大・深刻化。
- 特にニホンジカ・イノシシは全国的に生息数が増加し、分布域も拡大していることから、鳥獣保護管理法に基づき、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある指定管理鳥獣として指定し、科学的かつ計画的な管理を推進。

## 鳥獣による農作物等への被害

○被害額の6割以上がニホンジカ・イノシシによるもの



農林水産省提供

## 生態系への被害が深刻化

- 森林の衰退や生態系の単純化
- 全国34国立公園のうち、24の国立公園で影響が深刻化

高山帯のお花畑の消失  
(南アルプス国立公園)

1979年



※増沢武弘氏撮影

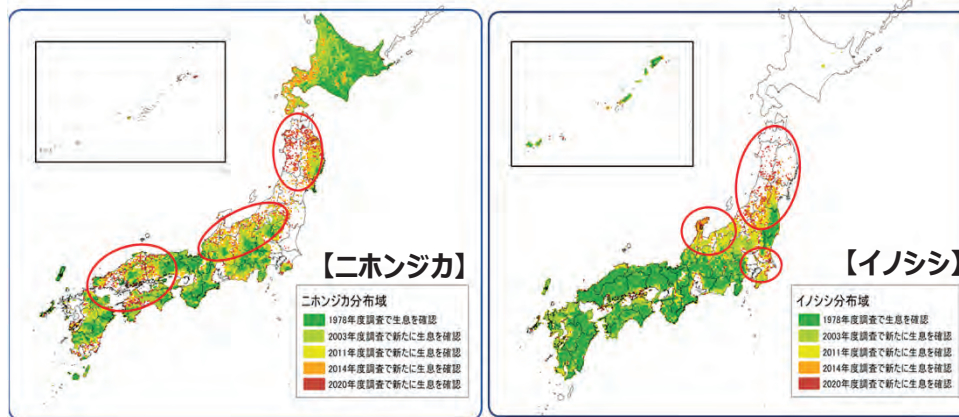
2009年



※鶴飼一博氏撮影

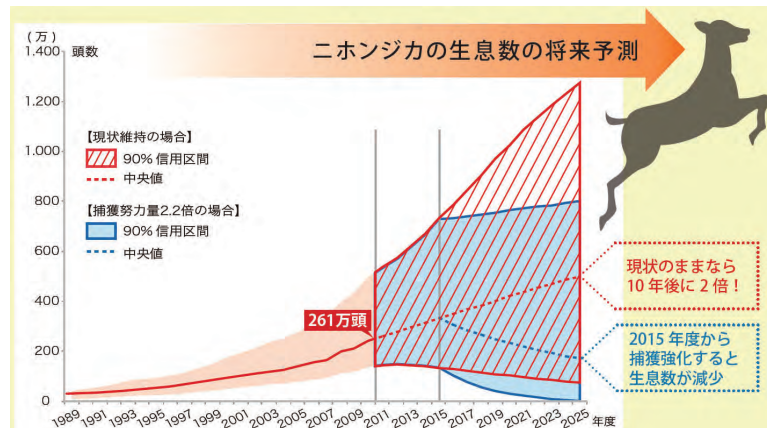
## 分布が拡大

- ニホンジカ、イノシシともに、分布が拡大
- イノシシでは豚熱の発生地域も拡大(H30に発生し、25都府県まで拡大)



## 捕獲をしなければ、生息数が急激に増加

- ニホンジカ・イノシシは自然増加率が高く、年によって捕獲数も異なるため、計画的な管理のためにはきめ細かな計画の見直しが必要。



# 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく計画の体系

- 「第二種特定鳥獣管理計画」は、生息数が著しく増加又は生息域の範囲が拡大している鳥獣を対象として、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策といった管理事業を科学的・計画的に実施するために策定。
- 「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」は、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、ニホンジカ・イノシシの個体群管理を強化する場合に策定。

国

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（基本指針）



即して作成

〔 鳥獣保護管理法第3条に基づき、鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項、鳥獣の生息の状況の調査に関する事項、指定管理鳥獣の管理に関する事項等を定めたもの 〕

都道府県

鳥獣保護管理事業計画

〔 都道府県が行う全般的な鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（必須） 〕

第一種特定鳥獣保護計画

〔 生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣が対象 〕

第二種特定鳥獣管理計画

〔 生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣が対象 〕



都道府県が第二種特定鳥獣管理計画に基づき、指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を実施する場合に策定

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

〔 全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、農林水産業等に深刻な被害を及ぼし、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣が対象。  
指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等の実施期間、実施区域、捕獲目標等を定める計画。 〕

## 第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の概要

- ニホンジカ・イノシシは自然増加率が高く、捕獲数も年によって異なるため、目標達成のためには順応的な管理が必要。
- 令和2年度において、ニホンジカの捕獲目標頭数を達成した都道府県数は、全体の約5割。目標未達成の都道府県は捕獲実績等を踏まえて、次年度の捕獲目標頭数を設定。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業では各種規制緩和が特例として適用されることから、法の執行管理や安全確保等の観点からも具体的な計画が必要。

### 第二種特定鳥獣管理計画

- ・ 捕獲等による個体群管理、生息環境管理、被害防止対策を柱とした総合的な計画。
- ・ 例えば、捕獲目標頭数は、指定管理鳥獣捕獲等事業のほか、狩猟、被害防止のための許可捕獲等も含めて設定。
- ・ **原則3～5年間程度の中期計画**として策定。

### 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

- ・ 鳥獣保護区や高標高地等の捕獲困難地での捕獲等による個体数調整を目的とした計画。
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の検討に当たっては、指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の生息状況、捕獲頭数等を把握し、自然増加率や捕獲目標の達成状況等も考慮した上で、次年度の捕獲目標頭数等を設定するなど、順応的な管理を行うことで効果的・効率的に個体数を減少させることが可能。
- ・ 基本指針において、**実施期間は原則1年以内とされているが、対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定することとしており、必要に応じて年度をまたぐことや1年を超えることも可能としている（原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定）。**
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業では、
  - ①捕獲に際して許可を要しないこと
  - ②原則禁止とされている夜間銃猟が実施可能となること
  - ③捕獲等をした鳥獣の放置が可能となることが特例措置として認められており、②③については実施する場合、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の中に配慮事項等を記載。

## 第二種特定鳥獣管理計画の策定に際しての意見聴取

- 第二種特定鳥獣管理計画の策定にあたっては、鳥獣保護管理法及び鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針に基づき、意見聴取が必要。
- 鳥獣保護管理法に基づく意見聴取は、審議会に限らず、その他の合議制機関とすることも可能。

### 都道府県自然環境保全審議会等

(自然環境保全法第51条の規定に基づき設置された審議会その他の合議制機関)

- ・第二種特定鳥獣管理計画に記載する事項は地域的特殊性に富み、専門的知識によって対処することが必要とされることも多いため、**地域の関係者や専門家との幅広い合意形成を図る必要**がある。
- ・このことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する第4条第4項に基づき、都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画を策定又は変更しようとするときは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事項につき学識経験を有する者等をもって組織される自然環境保全法第51条の規定に基づき設置された審議会その他の合議制機関の意見を聴かなければならないこととされている。

### 検討会・連絡協議会

(鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針による)

- ・学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等から構成される。
- ・検討会・連絡協議会は、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行うもの。
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事項の調査審議が可能であり、**自然環境保全法第51条の規定に基づき設置されたものであれば、左記「その他の合議制機関」と認められる。**

# 163. 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等

提案内容（概要）	対応方針（案）
<p>「第二種特定鳥獣管理計画」と「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を統合するなど、規定を見直すことを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護管理法に基づく「第二種特定鳥獣管理計画」は、生息数が著しく増加又は生息範囲が拡大している鳥獣の管理について、中長期的な目標や対策を定めるものであり、計画期間は原則3～5年程度とされている。</li> <li>都道府県の指定管理鳥獣（シカ・イノシシ）の捕獲等事業を支援する「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」の採択要件として、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」の策定が求められているが、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」の計画期間は原則1年以内とされており、過大な負担が生じている。</li> </ul>	<p><b>都道府県知事の判断により、現行制度において対応可能。</b></p> <p><b>（理由）</b></p> <p>① <b>現行制度においても、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の実施期間は、都道府県知事の判断により、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定することとされている。</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(抜粋)（平成28年10月告示）</p> <p>3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間          指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として1年以内とする。ただし、<u>実施期間については対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定し、必要に応じて年度をまたぐことや1年を超えることも想定される。</u>また、<u>原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定する。</u></p> </div> <p>② <b>指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において定めるとされている事項を第二種特定鳥獣管理計画において定めることを妨げておらず、統合することは可能である。</b></p>

49

◎鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  
(平成十四年法律第八十八号) (抄)

(第二種特定鳥獣管理計画)

第七条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(希少鳥獣を除く。)がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「第二種特定鳥獣」という。)の管理に関する計画(以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。)を定めることができる。

2 第二種特定鳥獣管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 第二種特定鳥獣の種類
  - 二 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間
  - 三 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
  - 四 第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第二種特定鳥獣の管理の目標
  - 五 第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合においては、当該事業(以下「指定管理鳥獣捕獲等事業」という。)の実施に関する事項
  - 六 その他第二種特定鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項
- 3 (略)

(指定管理鳥獣捕獲等事業)

第十四条の二 都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画において第七条の二第二項第五号に掲げる事項を定めた場合において、当該第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとするときは、指定管理鳥獣の種類ごとに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(以下この条において「実施計画」という。)を定めるものとする。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 指定管理鳥獣の種類
- 二 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 三 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- 四 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- 五 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容(捕獲等をした指定管理鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置する場合又は日出前若しくは日没後においてする銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「夜間銃猟」という。)をする場合にあつては、その旨を含む。)

六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

七 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

八 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

3~7 (略)

8 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県、第五項の確認を受けた国の機関又は前項の規定による委託を受けた者(次項において「都道府県等」という。)が指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する行為については、第八条、第十八条及び第三十八条第一項の規定は、適用しない。ただし、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める場合に限る。

- 一 第十八条 捕獲等をした鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置することが、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するとき。
- 二 第三十八条第一項 前項の規定による委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者(第十八条の五第一項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに限る。)が、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る実施計画ごとに、夜間銃猟の実施日時、実施区域、実施方法及び実施体制、夜間銃猟をする者その他の夜間銃猟に関する事項であつて環境省令で定めるものについて、当該実施計画に適合する旨の当該実施計画を定めた都道府県知事の確認を受け、かつ、その確認を受けたところに従つて、その確認を受けた夜間銃猟をする者が夜間銃猟をするとき。

9 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等については、第九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして、同条第八項から第十二項まで、第十二条第五項(前条第四項において準用する場合を含む。)、第十六条第一項及び第二項並びに第三十五条第二項及び第三項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第九条第八項中「その他」とあるのは「第十四条の二第七項の環境省令で定める者その他」と、「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、「その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等」とあるのは「指定管理鳥獣捕獲等事業」と、同条第九項中「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同条第十一項中「次の各号」とあるのは「第三号又は第四号」と、「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同項第三号中「第四項の規定により定められた有効期間」とあるのは「第十四条の二第二項第二号に規定する実施期間」とする。

## 164. 第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続きに関する規定の見直し

提案内容（概要）	対応方針（案）
<p>審議会に代わって、検討会等での意見聴取を可能とするよう提案する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画の策定に当たっては、自然環境保全法に基づく「審議会その他の合議制の機関」の意見を聴くこととされている。</li> <li>埼玉県環境審議会には、鳥獣管理の有識者が少なく、審議内容がメンバー構成にそぐわないものとなっている。</li> <li>埼玉県では、第二種特定鳥獣管理計画の検討に当たって、鳥獣保護管理法に基づく基本指針を踏まえ、鳥獣保護管理の有識者等からなる検討会を別途設置しており、審議会が負担となっている。</li> </ul>	<p><b><u>都道府県が設置する検討会等が自然環境保全法に基づく合議制機関として認められるものであれば、都道府県知事の判断により、現行制度において対応可能。</u></b></p> <p><b>（理由）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b><u>現行制度においても、意見聴取は審議会ではなく、その他の合議制機関とすることも可能となっている。このため、都道府県が設置する検討会等が自然環境保全法に基づく合議制機関として認められるものであれば、都道府県知事の判断により、現行制度においても対応可能である。</u></b></li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>鳥獣保護管理法第4条第4項 ※          都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない</p> <p>※ 第二種特定鳥獣管理計画の作成等に当たっても本条項を準用</p> </div> <p>※ 他の都県においては、環境審議会の中に「鳥獣部会」等を設置し、鳥獣保護管理の専門家等から意見を聴取している例もある。</p>



◎鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  
(平成十四年法律第八十八号) (抄)

(鳥獣保護管理事業計画)

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護管理事業計画」という。)を定めるものとする。

2~3 (略)

4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならない。

5 (略)

(第二種特定鳥獣管理計画)

第七条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(希少鳥獣を除く。)がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「第二種特定鳥獣」という。)の管理に関する計画(以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。)を定めることができる。

2 (略)

3 第四条第四項及び第五項並びに前条第三項から第七項までの規定は、第二種特定鳥獣管理計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、「第一種特定鳥獣の保護」とあるのは「第二種特定鳥獣の管理」と、同条第六項中「第二項第三号」とあるのは「次条第二項第三号」と読み替えるものとする。

◎自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号) (抄)

(都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法(昭和二十三年法律第二百五号)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

◎鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

(平成二十八年環境省告示第百号) (抄)

Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第六 特定計画の作成に関する事項

9 計画の作成及び実行手続

(1) 検討会・連絡協議会の設置

学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。